

令和2年6月18日

一般社団法人全国霊柩自動車協会
各都道府県協会会長・事務担当者 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会
会長 小西幸治 公印省略

「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
の改訂(第2版)について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月14日変更) (全霊協のホームページの「お知らせ欄 2020-05-18」参照)をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、5月18日に、国土交通省のご指導の下、「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)」を策定し、会員皆様に周知したところですが、今般、災害時対策委員会委員の皆様の追加・修正意見や、熱中症予防対策を踏まえた内容を追加等し、下記1. のとおり本ガイドラインを第2版に改訂しました。

つきましては、貴協会におかれましても本ガイドライン改訂の趣旨をご理解いただくとともに、傘下会員事業者の皆さんに対する周知方よろしく願いいたします。

また、下記2. のとおり、以前から当協会ホームページ「お知らせ」欄に掲示しています、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方及び疑いのある方のご遺体の搬送関係情報も併せてお知らせしますので、適宜閲覧され、搬送業務の参考として下さい。

記

1. 「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第2版)」

○ 次のとおり全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示。

- 2020-06-18「霊柩運送事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第2版)」

2. 新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方及び疑いのある方のご遺体の搬送について

○ 次のとおり全霊協のホームページの「お知らせ」欄に掲示。

- 2020-04-22 新型コロナウイルス感染症 ご遺体の搬送・葬儀・火葬の実施マニュアル
- 2020-03-31 新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の引渡しの取扱いについて(厚生労働省健康局結核感染症課・生活衛生局生活衛生課より各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)あての事務連絡)
- 2020-03-24 【再周知】新型コロナウイルス感染症の全国的なまん延に伴い、今後増加すると予想される新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方のご遺体搬送について
 - ・ 新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて(厚生労働省健康局結核感染症課・生活衛生局生活衛生課より各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)あての事務連絡)
 - ・ 東京都福祉保健局健康安全部長より関係団体あて発出された通達
 - ・ 平成21年11月に当協会が発刊し会員事業者皆様に配付済みの「新型インフルエンザ対策マニュアル<遺体搬送>

等を参考に、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)の指導のもと、安全に十分配慮され搬送されるようお願いいたします。

3. 参考

国土交通省ホームページ

新型コロナウイルス感染症への対応について

— 特設ページはこちら —

https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html